

林業公社とは Q&A

- Q1 林業公社とは、どんな組織ですか？
- A1 林業公社は森林所有者による適正な整備が困難な森林について、分収契約によって造林を推進するために、設立された森林整備法人（公益法人）です。
- Q2 分収林契約とは、どのようなものですか？
- A2 土地所有者に土地を提供してもらい、林業公社がその土地に植栽、保育等を行い、伐採時に木材収入から経費を控除して、分収割合に応じて分配する契約です。
- Q3 分収造林契約と分収育林契約は、どのようなものですか？
- A3 分収造林契約は、公社が地権者と更地での契約を行い、植栽から主伐までの全ての施業を行い、木材生産販売等の収益を分配します。
分収育林契約は、地権者が植栽して20年前後を経過した山林について契約を行い、除伐・枝打ちから主伐までの施業を行い、木材生産販売等の収益を分配します。
- Q4 分収契約の契約者は、どのような人たちですか？
- A4 市町村、財産区、企業、個人の方など様々な方々が契約者となっています。
面積別では、市町村が10%、財産区が8%、企業・個人が82%となっています。
- Q5 伐採した木材は、どのように販売しているのですか？
- A5 伐採した木材は、主に木材市場に出荷して販売することとなります。
木材の用途は、建築用が主ですが、最近では、これまで林地に放置されていた曲がり材や小径材等の間伐材についても、発電等の木質バイオマス燃料（木材チップ）としての利用への高まりを見せており、これからは、木材を余すことなく利用することが、新たな収益性アップの重要なポイントとなってきています。
この他に、熊本県の八代港から中国や韓国等の海外への木材輸出（丸太）も大きく伸びていますし、木材の出荷先についても、木材の買い取り価格等の動向をしながら、選定を行っているところです。